

(意見及び市の考え方)

■「茅ヶ崎市下水道条例第3条第2号の概要について」に関する意見（7件）

(意見1)

下水道法第10条ただし書に係る……並びに同規則の改正と言っても分かりづらいので市の関係者に聞けば「ただ現状を条文化（現状に合わせて）するだけ」のものだそうですね。

そうであるなら今までどうしてなくても運用できたのですか。

(意見2)

今どうして作る必要ができてきたのか。

(意見3)

下水道分流式(汚水と雨水別)の良さを生かして条例規則を作して下さい。(現状に合わせて条例改正とか今までどうして条例規則なかったのですか)

(市の考え方)

これまでは、下水道法第10条ただし書に係る国の通知等に基づき対応していました。

しかし、明確な審査基準がないまま許可・不許可を決定することは行政手続法の観点からも好ましくない状態であり、審査基準の作成を行い、併せて茅ヶ崎市下水道条例及び同施行規則の見直しをする必要があると考え、考え方の素案をまとめたものです。

(意見4)

今の現状をもっと説明する必要があるのでは。当市は合流地区と分流地区があるそうですが、合流・分流について詳しく説明する必要はないか。

(意見5)

茅ヶ崎のその基準は、その問題点、その地区割はどうなっているか十二分に説明する必要があると思いますが、どうなっているのですか。

(意見6)

分流区域？ 分流について条文化するそうですが、その点にもっと説明して欲しいです。条文化しても現状と変わらないのですね。現状の問題点はないのですか。

(市の考え方)

このたびのパブリックコメントの資料でも記載があるとおり、茅ヶ崎市に敷設されている公共下水道には合流式下水道と分流式下水道があります。

※合流式下水道と分流式下水道の説明につきましては、パブリックコメントの資料 P.6

「用語の説明」に記載しています。

茅ヶ崎市では、東海岸・中海岸・松が丘・浜須賀の各処理分区（主に国道1号以南の地域）が合流式下水道区域となっています。

本市の下水道の概要については、ホームページに『茅ヶ崎の下水道概要』を掲載するほか、下水道の重要性等を市民の皆様幅広く認知してもらうため、下水道に係る特集号である「下水道だより」を年1回発行するなど、広報に努めています。今後も引き続きさらなる普及・啓発に努めてまいります。

(意見7)

市民個人で浄化槽を設けた場合等々雨水管接続は可なのですか。現状把握はどうなっているのですか。

(市の考え方)

下水道処理区域内では、浄化槽の新規設置は認められていませんが、下水道処理区域外では浄化槽で処理した排水を雨水管に接続する場合があります。その際は、市への届出が必要となりますので現状把握が可能となっています。

■「法第10条ただし書の取扱い方針について」に関する意見（1件）

(意見8)

資料 P.2 の図が分かりづらい。雨水管（雨水公共水道）からは河川や海の放流と思われるが、すべて下水処理場経由するようにみえますが、分かりやすく書いて欲しい。
(矢印分からない)

(市の考え方)

資料の図は分流式下水道処理区域内における排水処理の流れを示したもので、分流式下水道の雨水管に排出される雨水については、下水処理場は経由せず、公共用水域へ排出されることを説明したものです。今後は、より分かりやすさに配慮してまいります。

■「新規審査基準の内容等について」に関する意見（5件）

（意見9）

下水道の排除基準について、井戸水を間接冷却水として使用する場合、井戸水の pH が高いため、排水の pH がアルカリ側に偏る。この機会に下水道の排除基準を見直してはどうか？

例：現状の pH の排除基準は、「5 を超え 9 未満」であるが、「5 を超え 9.4 未満」に見直し。

（市の考え方）

本件に係る排水の排出先は公共用水域としているため、下水道法や茅ヶ崎市下水道条例に基づく排水に係る基準の適用ではなく、水質汚濁防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく排出基準の適用となります。

（意見10）

法10条のただし書に基づく新規審査基準について、排水測定結果を茅ヶ崎市に提出する頻度は1回/年が妥当だと考えるがどうか？

（市の考え方）

市への排水測定結果の報告につきましては、公共用水域の水質保全や公共下水道の適正な維持管理を行う上で非常に重要だと考えています。そのため、四半期ごとの報告が必要と考えていますが、報告方法につきましては、利便性の良いものを検討してまいります。

（意見11）

このパブコメからでは合流地区を含むと考えてしまいます。合流地区は関係のない改正とも聞きますが、合流地区一緒に考えてしまったり、合流地区問題点はないのでしょうか。

（市の考え方）

「免除基準」については、「排水設備の設置義務を免除し、公共用水域に直接排水することを認める」ものとなりますので、合流式下水道処理区域・分流式下水道処理区域どちらであっても対象区域となります。

「許可基準」については、「一部汚水（間接冷却水のみ）を雨水管に排水することを特例で許可する」ものとなりますので、雨水と汚水を一緒に排出する合流式下水道処理区域は、ご指摘のとおり対象区域ではありません。

（意見12）

排水を認める汚水免除基準・許可基準自然の雨と同様ならとも思う。

(意見13)

排水先河川等へ直接と雨水管排水とはその先河川等に流水するので同じでは。もう少し説明を。

(市の考え方)

河川等に直接排水する「免除基準」については、下水道法の解釈では、公共用水域に直接排水できる汚水は、間接冷却水やプール排水等と示されているため、間接冷却水やプール排水と同等の水質を有すると思われる汚水としています。ただし、排水処理施設等による特別な処理を要する汚水については、処理後の水質が間接冷却水やプール排水と同等の水質を有していても排水処理施設の故障などによる水質悪化等の懸念があることから、排水することはできないこととしています。

また、雨水管へ排水する「許可基準」については、下水道法の解釈では、雨水管に排水できる汚水を間接冷却水等と示されていますが、雨水管の機能を保全し、浸水の防除による被害の最小化や都市機能の確保を図るとともに、公共用水域の水質を保全するため、間接冷却水のみとしています。

■資料全般の表現に関する意見（1件）

(意見14)

当パブコメの題名からも資料（内容）を読んでも内容が分かりづらい。もっと丁寧に市民に分かりやすく説明してもらえないでしょうか。

(市の考え方)

このたびのパブリックコメントは、一部の汚水を直接公共用水域や雨水管へ排水することを認める上で必要な基準を策定し、それに伴い茅ヶ崎市下水道条例及び同施行規則の見直しを図る考え方についての素案にご意見をいただくために実施したものです。

実施にあたっては、末尾に専門用語の注記を付すなどしましたが、今後も分かりやすさに留意してまいります。

■パブリックコメントの実施に関する意見（3件）

(意見15)

パブコメ（意見募集）のPR（啓発）をもっと十分に行なって欲しい。パブコメは多くの市民に知ってもらい応募してもらうのが旨ではないでしょうか。それは(1)記事が小さく見逃してしまう。(2)公報記事三件のパブコメ一緒に一件のパブコメと誤解してしまう。(3)掲載が遅い。10月20日から応募しているそうですね。(4)広報紙以外のPRはどう行なっているのですか。(5)他

(意見16)

今年度のパブコメで結果公表延期や回答が遅いものがあると思います。様々な意見があるからパブコメ意味があると思う。適切に回答して欲しい。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした市の基本的な政策等に対してご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

より多くの方に知っていただけるよう、実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、Twitter、市役所内デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知など、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しています。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせて実施することとしております。参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知に取り組んでまいります。

(意見17)

説明会は実施してもらえないでしょうか。

(市の考え方)

説明会は実施しておりませんが、今回の素案については、下水道法の解釈やこれまでに市へ寄せられた本件に関わる相談等を踏まえて作成しております。今後も計画等を策定する際には市民の皆さまのご意見を幅広く伺ってまいります。

■その他の意見(10件)